別紙様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働省医薬・生活衛生局長　殿

住　　　　所

称号又は名称

代　 表 　者

令和３年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）

応募書

令和３年度事業の応募にあたり、下記の関係書類を添えて提出します。

1. 令和３年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）実施計画書（案）
2. 令和３年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）積算内訳書（案）
3. 法人の概要や経歴、定款（又は規約）、業務方法書など応募法人及びその活動が分かる資料

**令和３年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）**

記載欄の大きさは、適宜調整してください

**実施計画書（案）**

■**申請者**

|  |  |
| --- | --- |
|  事 業 実 施 者 |  |
|  所在地 |  |
|  事業担当者の所属・氏名 |  |
|  連絡先 |  |
|  メールアドレス |  |

**■実施予定内容**

「実施予定の事業内容」、「実施スケジュール（予定）」、「審査項目への対応状況」を記載してください。

　・「事業開始時の問題意識」は、令和２年度認定薬局等整備事業実施法人においては、昨年度事業の実施事項を分析し、課題を抽出・把握した上で、記載してください。

・「実施予定の事業内容」は、実施要綱を踏まえ記載してください。

・「実施スケジュール（予定）」は、事業の開始から終了までの予定を記載してください。

・「審査項目への対応状況」は、「実施予定の事業内容」に即して具体的にわかりやすく説明してください。

【事業開始時の問題意識】

【実施予定の事業内容】

|  |
| --- |
|  |

【実施スケジュール（予定）】

令和３年度内の具体的なスケジュールを記載してください。

|  |
| --- |
|  |

【審査項目への対応状況】

実施予定の事業について、下記項目に回答してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 実施予定の事業に関する回答 |
| 学術研究の向上発展への寄与のための活動を行っている法人であるか。 |  |
| 主に薬剤師を対象とした活動を行っており、会員数が1,000人以上であるか。 |  |
| がん薬物療法に係る専門性の認定に係る活動実績を５年以上有し、かつ、当該認定の要件を広く国民に周知できる方法で公表しているか。 |  |
| がん薬物療法に係る専門性の認定を行うに当たり、医療機関における実地研修の修了、学術雑誌への専門性に関する論文の掲載、当該団体が実施する適正な試験の合格等、複数の要件により総合的に専門性を確認しているか。 |  |
| 団体において専門性の確認が適切に行われるために充分な体制・能力を有しているか。 |  |
| 専門性の認定を定期的に更新する制度を設けているか。 |  |
| 専門性の認定を受けた薬剤師の名簿を公開しているか。 |  |
| 事業を適正に実施する組織、体制等を有しているか。 |  |
| 本事業終了後も、引き続き、認定取得を推進するための取組を実施する体制を明確かつ具体的に示しているか。 |  |
| 事業により、薬局に従事する薬剤師が専門性に関する認定を取得するための取組を促進させるものになっているか。 |  |
| 実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。 |  |
| 専門性に関する認定についての課題、今後の方針を明確かつ具体的に示しているか。 |  |
| 前年度に「専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業」を実施した事業者については、以下の点に留意して事業を行っているか。 |  |
|  | ①　専門薬剤師の養成が十分に進んでいない都道府県において、研修実施医療機関の確保等により認定取得希望者が近隣区域で研修を受講できる体制を整備すること。 |  |
|  | ②　その他、前年度事業の実施事項を分析し、がん薬物療法に係る専門性を有する薬剤師の認定制度を促進するために課題を抽出・把握した上で、課題解決のための方策を実施すること。 |  |

**■その他参考となる資料（事業内容がわかる資料（パワーポイント）等10枚以内**

**令和３年度認定薬局等整備事業（専門性の高い薬局薬剤師の養成推進事業）**

**積算内訳書（案）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 支出予定額 | 積　　　算　　　内　　　訳 |
| 諸謝金旅費備品費（※） 消耗品費印刷製本費通信運搬費借料及び損料会議費人件費雑役務費委託費**合　　　　計** | 　　　 円 |  |

※　総事業費ではなく、交付予定額ベースで記載してください。

※※「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上できるものとします。また、計上するにあたっては、個別の品目名を記載してください。

※※※積算根拠については事前に確認する場合があるので、可能な範囲で詳細に記載すること。